

このため、文部科学省では、学校施設の木造化や内装の木質化を進めており、令和4(2022)年度に新しく建設された公立学校施設のうち14.8%が木造で整備され、55.8%が非木造で内装の木質化が行われたことから、公立学校施設の70.6%で木材が利用された<sup>37</sup>。また、文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省が連携して認定している「エコスクール・プラス<sup>38</sup>」において、特に農林水産省は、内装の木質化等を行う場合に積極的に支援している。

### (応急仮設住宅における木材の活用)

東日本大震災以前、応急仮設住宅のほとんどは鉄骨プレハブにより供給されていたが、東日本大震災においては木造化の取組が進み、25%以上の仮設住宅が木造で建設された<sup>39</sup>。

東日本大震災における木造の応急仮設住宅の供給実績と評価を踏まえて、平成23(2011)年9月に、一般社団法人全国木造建設事業協会が設立された。同協会では、大規模災害後、木造の応急仮設住宅を速やかに供給する体制を構築するため、地方公共団体と災害時の協力に係る必要な事項等を定めた災害協定の締結を進め、令和6(2024)年2月までに、43都道府県及び11市と災害協定を締結している。

## (3)木質バイオマスの利用

### (ア)木質バイオマスの新たなマテリアル利用

化石資源由来の既存製品等からバイオマス由来の製品等への代替を進めるため、木質バイオマスから新素材等を製造する技術や、これらの物質を原料とした具体的な製品の開発が進められている。

令和3(2021)年5月に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」において、改質リグニンやCNF(セルロースナノファイバー)を活用した高機能材料の開発及び改質リグニン等続く木質由来新素材の開発に取り組むこととされている。また、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(GX推進戦略)」(令和5(2023)年7月閣議決定)において、グリーントランスフォーメーション<sup>40</sup>(GX)に向けた脱炭素の取組として、森林由来の素材を活かしたイノベーションの推進等に向けた投資を促進することとされている。

CNFは、木材の主要成分の一つであるセルロースの繊維をナノメートルレベルまでほぐしたもので、軽量ながら高強度、膨張・収縮しにくい、保水性に優れるなどの特性を持つ素材である。現在、CNF製造設備が各地で稼働しており、紙おむつ、筆記用インク、運動靴、化粧品、食品、塗料等の製品に使用されている。

リグニンは、木材の主要成分の一つであり、高強度、耐熱性、耐薬品性等の特性が求められる高付加価値材料への活用が期待されている。化学構造が非常に多様であるため、工業材料としての利用が困難であったが、国立研究開発法人森林研究・整備機構を代表とす



木質バイオマスの新たなマテリアル利用技術開発

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatsu/newb/material.html>

<sup>37</sup> 文部科学省プレスリリース「公立学校施設における木材利用状況(令和4年度)」(令和6(2024)年1月16日付け)

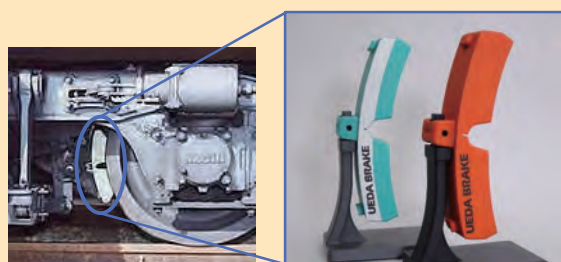
<sup>38</sup> 学校設置者である市町村等が、環境負荷の低減に貢献するだけでなく、児童生徒の環境教育の教材としても活用できるエコスクールとして整備する学校を、関係省庁が連携協力して「エコスクール・プラス」として認定するもの。

<sup>39</sup> 国土交通省調べ。

<sup>40</sup> 産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換すること。

る研究コンソーシアム「SIPリグニン<sup>41</sup>」において、化学構造が比較的均質なリグニンを有するスギにポリエチレングリコールを混ぜて加熱し、リグニンを改質・抽出した物質(改質リグニン)の製造システムが開発された。平成31(2019)年には、「SIPリグニン」の活動を引き継ぎ、改質リグニンの実用化に向けて、林業や木材産業に加え化学産業や電機産業など幅広い業種が参画して「地域リグニン資源開発ネットワーク(リグニンネットワーク)」が設立された。その後、振動板に改質リグニンを使用したスピーカーが商品化されたほか、改質リグニンを素材とする高機能な樹脂<sup>ひたちおおた</sup>などを用い、様々な製品開発が進められている(資料Ⅲ-20)。令和3(2021)年に、茨城県常陸太田市に改質リグニンの安定生産を実証するプラントが竣工<sup>しゅん</sup>し、試験・研究用のサンプルを提供している。今後は、社会実装に向けて、効率的な大量生産技術の確立が必要となっている。

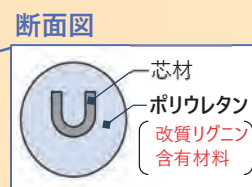
### 資料Ⅲ-20 改質リグニンを使用した製品開発の例



改質リグニン含有樹脂を使用した  
鉄道用ブレーキシュー(試作品)  
(写真提供：上田ブレーキ株式会社)



改質リグニン含有ポリウレタンを使用した  
自動車用ステアリング(試作品)  
(写真提供：豊田合成株式会社)



## (イ)木質バイオマスのエネルギー利用

### (木質バイオマスエネルギー利用の概要)

木材は、かつて木炭や薪として日常的に利用されていた。近年では、再生可能エネルギーの一つとして、燃料用の木材チップや木質ペレット等の木質バイオマスが再び注目されている。これらを発電、熱利用又は熱電併給といった形で利用することは、エネルギー自給率の向上、災害等の非常時にも電源・熱源として利用できることによるレジリエンスの向上、我が国の森林整備・林業活性化等の役割を担い、地域の経済・雇用への波及効果も期待できる。

一方、木質バイオマス発電の急速な進展により、燃料材の需要が急激に増加し、マテリアル利用向けを始めとした既存需要者との競合や、森林資源の持続的利用等への懸念が生じている。このため、木材を建材等の資材として利用した後、ボードや紙等としての再利用を経て、最終段階で燃料として利用する「カスケード利用」や、材の状態・部位に応じた製材など価値の高い用材から順に利用し、従来であれば林内に放置されていた未利用の木材を燃料とすることを基本として木材の利用を進める必要がある。また、発電や熱利用に加え、近年技術開発が進められている持続可能な航空燃料(SAF<sup>42</sup>)についても、原料として木質バイオマスを利用する動きがみられる。こうした新たな用途も見据えて、木質バイ

<sup>41</sup> 総合科学技術・イノベーション会議の戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)の課題のうち、「次世代農林水産業創造技術」の「地域のリグニン資源が先導するバイオマス利用システムの技術革新」の課題を担当する産学官連携による研究コンソーシアム(研究実施期間は平成26(2014)～平成30(2018)年度)。

<sup>42</sup> 「Sustainable Aviation Fuel」の略。

オマスの安定的・効率的な供給に引き続き取り組む必要がある。

### (木質バイオマスエネルギー利用量の概況)

近年では、木質バイオマス発電所の増加等により、エネルギーとして利用される木質バイオマスの量が年々増加している。令和4(2022)年には、木炭、薪等を含めた燃料材の国内消費量は前年比18.0%増の1,739万 $\text{m}^3$ となっており、うち国内生産量は1,026万 $\text{m}^3$ (前年比9.8%増)、輸入量は713万 $\text{m}^3$ (前年比32.1%増)となっている(資料Ⅲ-21)。

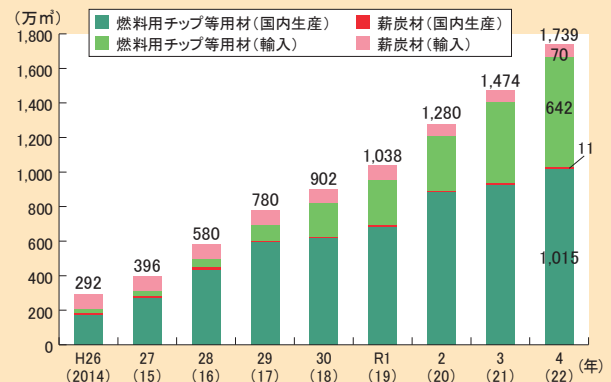
事業所においてエネルギー利用されている木質バイオマスのうち、木材チップについては、間伐材・林地残材等由来が452万トン、製材等残材<sup>43</sup>由来が173万トン、建設資材廃棄物<sup>44</sup>由来が394万トン、輸入チップ・輸入丸太由来チップが43万トン等となっており、合計1,106万トン(前年比3.3%増)となっている<sup>45</sup>。木質ペレットについては、国内製造が10万トン、輸入が219万トンとなっており、合計229万トン(前年比26.5%増)となっている。

エネルギー利用されている木質バイオマスの利用先をみると、国内製造によるものは発電機のみ所有する事業所、ボイラーのみ所有する事業所及び発電機・ボイラーの両方を所有する事業所で利用されているのに対し、輸入によるものはほとんどが発電機のみ所有する事業所で利用されている(資料Ⅲ-22)。

このほか、令和4(2022)年には、薪で5万トン(前年比0.2%増)、木粉(おが粉)で40万トン(前年比31.6%減)等がエネルギーとして利用されている<sup>46</sup>。

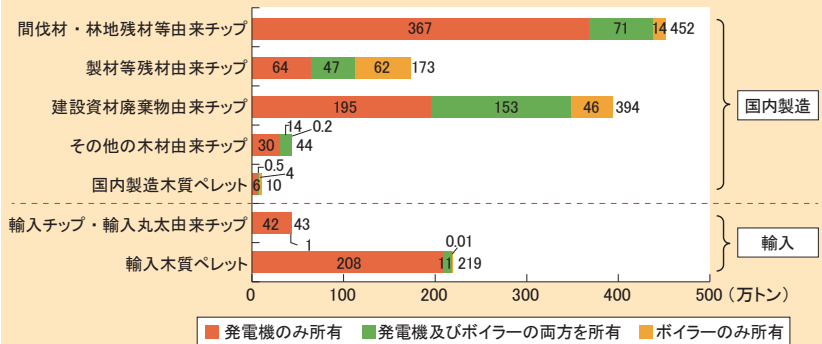
令和4(2022)年9月に改訂された「バイオマス活用推進基本計画(第3次)」においては、林地残材について、令和元(2019)年の年間発生量約970万トンに対し約29%にとどまっている利用率を、令和12(2030)年に約

資料Ⅲ-21 燃料材の国内消費量の推移



注1:「薪炭材」とは、木炭用材及び薪用材である。  
2:「燃料用チップ等」とは、燃料用チップ及びペレットである。  
3:いずれも丸太換算値。  
資料:林野庁「木材需給表」

資料Ⅲ-22 事業所が所有する利用機器別木質バイオマス利用量



注1:木材チップの重量は絶乾重量。  
2:計の不一致は四捨五入による。  
資料:農林水産省「令和4年木質バイオマスエネルギー利用動向調査」

<sup>43</sup> 製材工場等で発生する端材。

<sup>44</sup> 建築物の解体等で発生する解体材・廃材。国土交通省「平成30年度建設副産物実態調査」によれば、平成30(2018)年度の発生量は約550万トンに上り、そのうち約530万トンが利用されている。

<sup>45</sup> 農林水産省「令和4年木質バイオマスエネルギー利用動向調査」。ここでの重量は、絶乾重量。

<sup>46</sup> 農林水産省「令和4年木質バイオマスエネルギー利用動向調査」

33%以上とすることが目標として設定されている。近年の燃料材需要の増加を背景に、令和3(2021)年については林地残材の利用率は約35%<sup>47</sup>となったが、燃料材の需要は今後も増加することが見込まれるため、燃料材の安定供給に向けて、引き続き林地残材の活用に取り組んでいく必要がある。

### (木質バイオマスによる発電の動き)

平成24(2012)年に導入された再生可能エネルギーの固定価格買取(FIT)制度<sup>48</sup>や令和4(2022)年に導入されたFIP制度<sup>49</sup>では、木質バイオマスにより発電された電気の調達価格や基準価格<sup>50</sup>が、使用する木質バイオマスの区分ごとに設定されている。

林野庁では、木質バイオマスの適切な分別・証明が行われるよう、平成24(2012)年に「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を取りまとめた。同ガイドラインでは、立木竹の伐採又は加工・流通を行う者が、業界の団体等が策定する「自主行動規範」に基づく分別管理及び帳票管理等に係る審査・認定を受け、次の流通過程の関係事業者に対して、納入する木質バイオマスが由来ごとに分別管理されていることを証明することとしている。

FIT制度及びFIP制度の下、各地で木質バイオマスによる発電施設の整備が進んでおり、主に間伐材等由来のバイオマスを活用した発電施設については、令和5(2023)年9月末現在、出力2,000kW以上の施設55か所、出力2,000kW未満の施設83か所がこれらの制度による認定を受けて売電を行い、合計発電容量は569,056kWとなっている<sup>51</sup>。これによる年間の発電量は、一般家庭約125万世帯分の電力使用量に相当する試算になる<sup>52</sup>。近年は、出力2,000kW未満の発電施設の稼働数の伸びが大きく、この中には、ガス化熱電併給設備<sup>53</sup>により、電気と同時に熱を供給できるものも多く含まれている。

### (燃料材の安定供給等に向けた取組)

木質バイオマス発電では、燃料材の安定調達や発電コストの7割を占める燃料費の低減が課題である。特に近年は、発電施設の増加、合板や製紙等向け需要との競合、円安等による輸入燃料の調達コストの上昇等により、燃料材の安定調達への懸念が高まっている。

このため、林野庁では、全木集材<sup>54</sup>による枝条等の活用や林地残材の効率的な収集・運搬システムの構築などを通じた燃料材の安定供給を支援している。また、FIT制度及びFIP制度による発電施設の認定について農林水産大臣が経済産業大臣の協議を受けた際に、林野庁では、都道府県との連携を強化しながら、発電事業者による燃料材の安定調達や既存需

<sup>47</sup> 農林水産省「バイオマス種類別の利用率と推移」

<sup>48</sup> 電力会社が、固定価格で、再生可能エネルギーにより発電された電気を買い取る制度。FITは「Feed-in Tariff」の略。

<sup>49</sup> 市場取引等により再生可能エネルギー電気を供給する場合に、一定の交付金(プレミアム)を受けられることができる制度。FIPは「Feed-in Premium」の略。

<sup>50</sup> 調達価格は、FIT制度において、電力会社が電気を買い取る際の価格。基準価格は、FIP制度において、市場買取価格に上乗せされる補助額の算定の基準となる価格。

<sup>51</sup> 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」に基づくRPS制度からの移行分を含む。

<sup>52</sup> 発電施設が1日当たり24時間、1年当たり330日間稼働し、一般家庭が1年当たり3,600kWhの電力量を使用するという仮定により試算。

<sup>53</sup> 木材を加熱することにより熱分解し、一酸化炭素や水素等を含む可燃性ガスに変換した上で、そのガスを燃料としてガスエンジン発電機等により発電を行うとともに、発生する熱を温水等として供給する設備。

<sup>54</sup> 伐木現場で枝払いを行わず、枝葉付きの伐倒木をそのまま集材すること。

要者への影響の観点から発電事業者の燃料調達計画の確認を行っている。さらに、経済産業省と連携し、燃料用途としても期待される早生樹の植栽等に向けた実証事業を支援している。

また、木質バイオマス発電については、長距離を輸送して供給される輸入ペレットなどを念頭に、原料の生産から、加工や輸送、発電に至るまでの温室効果ガス(GHG)の総排出量(ライフサイクルGHG)に関する懸念の声が生じている。そのため、FIT制度及びFIP制度を所管する経済産業省において、バイオマス発電施設におけるライフサイクルGHGの削減に関する議論が行われ、令和4(2022)年度以降に認定される案件(1,000kW以上)については、令和12(2030)年度のライフサイクルGHGを、火力発電に比べて70%削減することが求められることとなった<sup>55</sup>。これを前提に、令和5(2023)年度から令和11(2029)年度までの間について、燃料調達毎に50%削減することが求められることとなった。

### (木質バイオマスの熱利用)

木質バイオマスのエネルギー利用においては、地域の森林資源を、地域内で無駄なく利用することが重要である。木質バイオマス発電におけるエネルギー変換効率<sup>56</sup>は、蒸気タービンの場合、通常20～30%程度であるが、熱利用では80%以上を得ることが可能であることから、電気と熱を同時に得る熱電併給を含めて、熱利用を積極的に進める必要がある。また、熱利用や熱電併給は、薪、ペレット等を利用した小規模な施設においても実現できる。

熱利用や熱電併給の基盤となる木質バイオマスを燃料とするボイラーの稼働数は、令和4(2022)年時点では全国で1,849基であり、種類別では、ペレットボイラーが824基、木くず<sup>た</sup>焚きボイラーが784基、薪ボイラーが148基等となっている<sup>56</sup>。また、令和4(2022)年3月より、木質バイオマスを利用する温水ボイラーのうち、一定のゲージ圧力等以下のものは、労働安全衛生法施行令に基づく規制区分が簡易ボイラーに変更されたことから、木質バイオマスを燃料とするボイラーの普及が一層進むことが期待される。

### (「地域内エコシステム」の構築)

「地域内エコシステム」は、地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、地域の森林資源を地域内で持続的に活用するものである。このような取組は、林業収益の向上等により、林業の持続的かつ健全な発展や森林の適正な整備及び保全に貢献することが期待されるほか、化石燃料からの転換によるエネルギー自給率の向上、災害時等のレジリエンスの向上など多様な効果が期待される(事例Ⅲ-4)。

林野庁では、「地域内エコシステム」のモデル構築に向け、地域協議会の運営や木質バイオマスの熱利用等に係る技術開発・改良の取組のほか、「地域内エコシステム」に係る知見等を全国に横展開していくための取組を支援している。

<sup>55</sup> 資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」(令和5(2023)年10月改定)

<sup>56</sup> 農林水産省「令和4年木質バイオマスエネルギー利用動向調査」

### 事例Ⅲ－４ 木質バイオマス熱供給事業の取組

長崎県対馬市<sup>つしま</sup>では、市内の木材生産量が拡大する中で低質材を活用するため、木質バイオマス熱利用のノウハウを有する事業者がチップボイラー等の設備の導入や運転、管理を一貫して担う形態を採用し、木質バイオマスエネルギーの導入を進めている。

地元の林業・木材関連事業者とバイオマス専門企業の共同出資により設立されたエネルギー供給事業者である株式会社エネルギーエージェンシーつしまは、市の温浴施設に木質チップボイラー設備(500kW)を設置し、令和4(2022)年8月から熱供給サービスを開始した。温浴施設側はサービスに対して料金を支払うことで熱供給を受けている。同ボイラーは、製材端材等を原料とする木質チップを年間約600トン利用している。また、災害発生時に温浴施設が避難拠点となることを想定して、電力系統遮断時にも自立的な稼働が可能な仕様としている。

こうしたエネルギー供給サービスを活用した木質バイオマスの熱利用については、熱需要者にとっては、初期投資を避けられること、燃料の調達やボイラーの運用等のノウハウが不要になることなどのメリットがあることから、地域における木質バイオマスの熱利用の普及に寄与するものと期待される。



木質チップボイラー設備



使用する原料とチップ

## (4)消費者等に対する木材利用の普及

### (「木づかい運動」を展開)

林野庁は、一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発する「木づかい運動」の展開を図っている。都市の木造化推進法で、10月が「木材利用促進月間」として位置付けられたことから、10月を中心に木材利用促進本部の関係省庁、地方公共団体及び企業や団体と連携して、木の良さを体感するイベントや、木材利用の意義に関する情報発信等を行っている。企業やNPO等においても、林野庁の補助事業を活用し、地域材を用いた玩具、食器、家具等木製品の選択的消費を促すオンライン上のショッピングサイトが開設されているほか、建築物の現地視察を伴う企画、木材利用に関するセミナーのウェブ開催など、多様な機会を通じて国民各層への発信が行われている。

また、林野庁は、「ウッド・チェンジ」を合言葉として、身の回りのものを木に変える、建築物を木造化・木質化するなどの具体的な行動の促進を図っている。この趣旨に賛同し木材利用の取組をPRする企業や団体等が「ウッド・チェンジロゴマーク」(資料Ⅲ－23)を使用できることとしており、これにより「ウッド・チェンジ」の露出を増やすことで、そ



木づかい運動で  
ウッド・チェンジ!

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/top.html>

の認知向上や行動促進を図っている。令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの間に500件を超える使用登録が行われることを目標としており、令和6(2024)年3月末時点で326の企業や団体等でロゴマークが使用されている。

また、「木づかいサイクルマーク」(資料Ⅲ-23)は、パンフレット等による広報活動や国産材を使用した製品への添付等により木材利用をPRするもので、令和6(2024)年3月末現在、375の企業や団体で使用されている。

さらに、令和5(2023)年度には、森林資源の循環利用の普及啓発のため、漫画「サザエさん」の著作権を有する長谷川町子美術館と協力体制を構築し、農林水産大臣からサザエさん一家に「森林の環応援団」を委嘱し、吹き出しコンテストやSNS等を通じ、森林の環応援団による情報発信などを行った(資料Ⅲ-24)。

### 資料Ⅲ-23 ウッド・チェンジロゴマークと木づかいサイクルマーク



(右図)提供：一般財団法人日本木材総合情報センター

### 資料Ⅲ-24 森林の環応援団の活動内容

森林の環応援団委嘱式の様子



サザエさん森へ行く植樹ツアーin秩父2023



子ども霞が関デー



「サザエさん一家の“もりのわ”話 吹き出しコンテスト」の受賞作品



### (表彰に係る取組の展開)

一般社団法人日本ウッドデザイン協会が主催する「ウッドデザイン賞」は、木の良さや価値を再発見できる建築物や木製品、木材を利用して地域の活性化につなげている取組等について、特に優れたものを表彰している。9回目となる令和5(2023)年度は、238点が入賞し、このうち31作品が最優秀賞(4大臣賞)や優秀賞(林野庁長官賞)など上位賞を受賞した(資料Ⅲ-25)。

また、木材利用推進中央協議会が主催する「木材利用優良施設等コンクール」では、特に優れた木造施設や内装を木質化した建築物等を対象にその整備主体等(施主、設計者、施

工者)を表彰している。

これらの表彰により木の良さに対する理解が進み、建築物等における木材の利用や調達  
の新たな手法等がモデルとなって全国各地で木材利用の機運が高まることが期待される。

### (「<sup>もくいく</sup>木育」の取組の広がり)

林野庁では、木材利用に対する国民の理解を深めるため、子供から大人までが木に触れ  
つつ木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進している。木育の取組は全国で広がっ  
ており、行政、木材関連団体、NPO、企業等の幅広い連携により様々な活動が実施されてい  
る(事例Ⅲ－5)。木のおもちゃに触れる体験や木工ワークショップ等を通じた木育活動、  
それらを支える指導者の養成のほか、関係者間の情報共有やネットワーク構築等を促す取

#### 資料Ⅲ－25 ウッドデザイン賞2023優秀賞の例



北こぶし知床ホテル&リゾート  
UNEUNA/KAKUUNA  
株式会社アーティストリー(愛知県)ほか



フラン リビング イージーチェアー  
株式会社カンディハウス(北海道)



セーザイゲーム  
熊野林星会(三重県)  
(写真提供: 熊野林星会)

#### 事例Ⅲ－5 県産材を用いた木工体験指導と木工品販売

「<sup>きつれがわ</sup>喜連川丘陵の里 杉インテリア木工館」(栃木県さくら市)は、廃校舎を活用し、栃木県  
産のスギ・ヒノキ材を用いた木工体験の指導や木工品の製作販売を行っている。

簡単な組立体験から電動工具を使う本格的な木工塾まで幅広いコースがあり、幼児から大  
人まで木工に親しんでいる。首都圏からの来訪者も多く、木工塾の塾生は現在約370名とな  
っている。自分のペースでいつでも受講可能なため、子どもの学習机などを好きなタイミン  
グで製作している。

また、比較的柔らかいスギ・ヒノキ材でも強度が高まるよう工夫された接合部等を用いて  
椅子などの家具を製作し、地域の雇用にもつなげている。使用者からは「座っていても痛く  
ならないし冬でも冷たさを感じない」「軽くて持ち運びやすい」といった評価を得ている。

同施設では、地元のスギ・ヒノキ材を活用することが里山の保全につながると考え、今後  
は木工館のノウハウを他の自治体にも提供していくこととしている。



木工体験の様子



県産材で作られた椅子や棚などの木工品

組として、令和5(2023)年11月に「<sup>もくいく</sup>木育・<sup>もりいくがっかい</sup>森育楽会」が、令和6(2024)年2月に「びわ湖木育サミット」が開催された。

また、林野庁の開発支援による「木育プログラム」を用いた小中学生向けの木育活動が、平成24(2012)年度から令和5(2023)年度までに、延べ350校で実施されている。

### (木材利用における林福連携の取組)

林福連携として、福祉関係者、林業・木材産業者、デザイナー、地域関係者等が協力し、福祉施設の利用者の作業性に配慮し、高いデザイン性も備えた製品開発の取組がみられる<sup>57</sup>。障害者等のやりがいと収入の向上等に資するとともに、地域ブランドの創出や地域材の魅力のPRにつながることを期待される。

## (5)木材輸出の取組

### (木材輸出の概況)

我が国の木材輸出は、中国等における木材需要の増加等を背景に増加傾向にある。令和5(2023)年の木材輸出量は、為替相場の円安進行等の影響を受け、丸太が160万 $\text{m}^3$ (前年比20.5%増)となった一方、米国における住宅金利の高止まりによる需要減少等の影響を受け、製材が14万 $\text{m}^3$ (前年比21.3%減)、合板等が12万 $\text{m}^3$ (前年比13.1%減)となった<sup>58</sup>。また、令和5(2023)年の木材輸出額は、前年比4.2%減の505億円となり、品目別にみると、丸太が231億円(前年比12.4%増)で全体の45.8%と最も多く、製材が65億円(前年比29.5%減)、合板等が103億円(前年比10.7%減)となった(資料Ⅲ-26)。

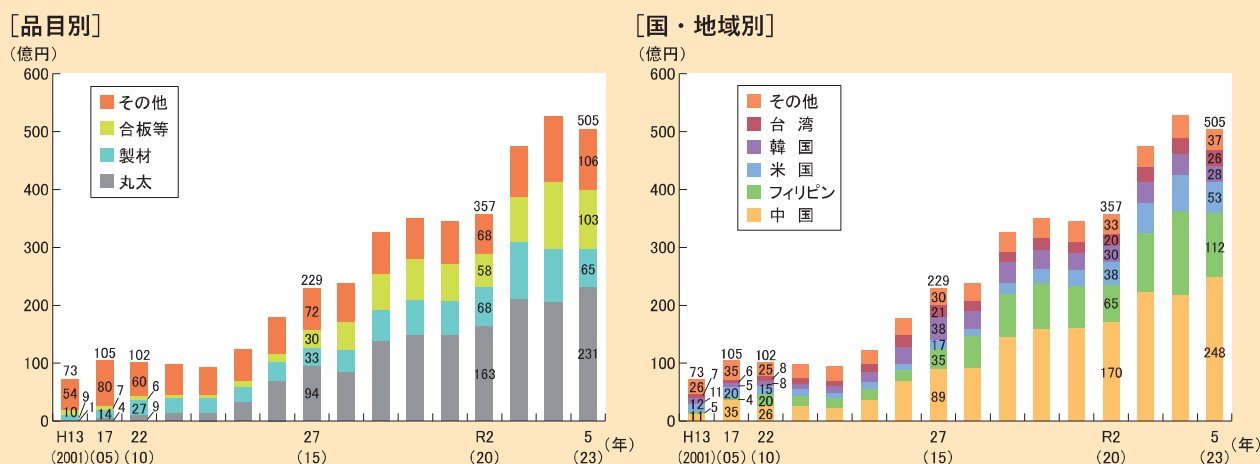
丸太については、その9割が中国へ輸出され、こん包材、土木用等に利用されている。また、米国へ輸出されている製材については、主にフェンス材に利用されている。



木材輸出に関する情報

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/yusyutu/mokuzai-yusyutsu.html>

### 資料Ⅲ-26 我が国の木材輸出額の推移



注1：HS44類の合計。

2：令和5(2023)年については、確々報値。

3：計の不一致は四捨五入による。

資料：財務省「貿易統計」

<sup>57</sup> 例えば、「令和4年度森林及び林業の動向」第三章第2節(4)の資料Ⅲ-25(141ページ)を参照。

<sup>58</sup> 財務省「令和5年分貿易統計」(確々報値)

### (木材輸出拡大に向けた方針)

人口減少等により、国内の農林水産物・食品の市場規模の縮小が見込まれる中、海外市場を獲得していくことが重要である。「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づき、農林水産物・食品輸出本部を農林水産省に設置し、輸出促進の取組を進めてきた。また、「食料・農業・農村基本計画」(令和2(2020)年3月閣議決定)等において、農林水産物及び食品の輸出額目標を設定した。木材、特用林産物、木製家具を合わせた林産物の輸出額については、令和7(2025)年までに718億円、令和12(2030)年までに1,660億円を目指すこととしている。

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、木材については、付加価値の高い製材及び合板を輸出重点品目とし、輸出額目標を令和7(2025)年度までに351億円(製材271億円、合板80億円)と設定しており、中国、米国、韓国、台湾等をターゲットに輸出拡大を目指すこととしている。同戦略では、輸出先国・地域のニーズに応じて、業界一体となって輸出促進に取り組むこととしている。また、木材製品を生産する木材加工施設を中心に、原料を供給する川上から販売を担う川下までの企業等が連携する輸出産地の育成・展開を図ることとしている。

### (具体的な輸出の取組)

林野庁では、輸出拡大に向け、様々なコンテンツを活用した日本産木材製品の認知度向上の取組、海外販路の開拓、輸出に取り組む産地の育成、相手国の建築士等を対象にした木造技術講習会の開催、輸出先国・地域のニーズ・規格等に対応した性能検証等の取組を支援している。

また、農林水産省が製材と合板の認定農林水産物・食品輸出促進団体に認定した一般社団法人日本木材輸出振興協会では、海外展示会等への出展や現地関係者向けのセミナー等を通じた販売促進活動、米国への構造用製材の輸出に向けた米国検査機関での性能検証等を行っている。引き続き同協会が中心となって、オールジャパンでの輸出促進に向け、業界共通の課題解決に向けた取組や輸出環境の整備、新規輸出先国・地域の市場開拓を図るためのマーケティング等に取り組むことが期待される。